



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則

*1 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 1

○ 告示

88 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止	(介護サービス指導課) 2
89 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	() 3
90 指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課) 3
91 指定自立支援医療機関の指定	(こころの健康推進課) 3
92 保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課) 3
93 保安林の指定施業要件の変更	() 4
94 地籍調査の成果の認証	(用地対策課) 4
95 //	() 5
96 //	() 5
97 //	() 5
98 //	() 6
99 //	() 6
100 //	() 6
101 //	() 7
102 //	() 7
103 //	() 7
104 //	() 8
105 //	() 8
106 //	() 9
107 //	() 9
108 //	() 9
109 //	() 10
110 道路の区域変更	(道路保全課) 10
111 //	() 10
112 道路の供用開始	() 11
113 令和8年度和歌山県立図書館資料(図書)納入業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(教育委員会) 11

○ 公告

入札公告 (教育委員会) 13

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第1号

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年2月6日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員調整基本額表（第8条関係） ア 高等学校等教育職員給料表		別表第1 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員調整基本額表（第8条関係） ア 高等学校等教育職員給料表	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
略		略	
4級	13,300円	4級	<u>13,100円</u>
イ 中学校教育職員給料表		イ 中学校教育職員給料表	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
略		略	
4級	12,900円	4級	<u>12,700円</u>
別表第1の2 定年前再任用短時間勤務職員調整基本額表（第8条関係） ア 高等学校等教育職員給料表		別表第1の2 定年前再任用短時間勤務職員調整基本額表（第8条関係） ア 高等学校等教育職員給料表	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
略		略	
4級	12,600円	4級	<u>12,500円</u>
イ 中学校教育職員給料表		イ 中学校教育職員給料表	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
略		略	
4級	12,300円	4級	<u>12,200円</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の教育職員の給与に関する規則の規定は、令和8年1月1日から適用する。

告 示

和歌山県告示第88号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和8年2月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
30720003 12	有限会社ライフケアしあわせ	有限会社ライフケアしあわせ	和歌山県御坊市御坊184番地6	訪問介護	令和8.1.31

30710014 93	合同会社VERY	ベリー介護サービス	和歌山県橋本市隅田町河瀬791番地の33	訪問介護	令和8.2.1
30712003 50	社会福祉法人高陽会	風の里ホームヘルプサービス	和歌山県紀の川市粉河951-1	訪問介護	令和8.2.1

和歌山県告示第89号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和8年2月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30718010 17	合同会社晴縁	せいえん！訪問介護	和歌山県岩出市北大池87-4	訪問介護	令和8.2.1	令和14.1.31

和歌山県告示第90号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和8年2月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011400 151	かぐのみ苑ホームヘルプサービス	海南市下津町丸田221	重度訪問介護	社会福祉法人平成福祉会	海南市下津町丸田1111-1	令和8.1.31

和歌山県告示第91号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年2月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称	指定年月日
訪問看護ステーションれもん	紀の川市畠野上226-1	訪問看護	株式会社大樹	令和8.2.1

和歌山県告示第92号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年2月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第93号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年2月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養かんよう

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第94号

和歌山県和歌山市内原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年2月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県和歌山市

2 調査を行った時期

令和5年4月1日から令和7年3月14日まで

3 成果の名称

和歌山県和歌山市内原の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県和歌山市内原の一部地区

5 認証年月日

令和8年1月29日

和歌山県告示第95号

和歌山県和歌山市内原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年2月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県和歌山市

2 調査を行った時期

令和5年4月1日から令和7年3月14日まで

3 成果の名称

和歌山県和歌山市内原の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県和歌山市内原の一部地区

5 認証年月日

令和8年1月29日

和歌山県告示第96号

和歌山県有田郡有田川町大字吉原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年2月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県有田郡有田川町

2 調査を行った時期

令和4年4月1日から令和7年3月13日まで

3 成果の名称

和歌山県有田郡有田川町大字吉原の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県有田郡有田川町大字吉原の一部地区

5 認証年月日

令和8年1月29日

和歌山県告示第97号

和歌山県有田郡有田川町大字川合の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年2月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県有田郡有田川町

2 調査を行った時期

令和3年6月25日から令和7年3月13日まで

3 成果の名称

和歌山県有田郡有田川町大字川合の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県有田郡有田川町大字川合の一部地区

5 認証年月日

令和8年1月29日

和歌山県告示第98号

和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本深谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年2月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡すさみ町

2 調査を行った時期

令和5年4月3日から令和7年3月18日まで

3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本深谷の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本深谷の一部地区

5 認証年月日

令和8年1月29日

和歌山県告示第99号

和歌山県西牟婁郡すさみ町小河内の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年2月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡すさみ町

2 調査を行った時期

令和5年4月3日から令和7年3月18日まで

3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡すさみ町小河内の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡すさみ町小河内の一部地区

5 認証年月日

令和8年1月29日

和歌山県告示第100号

和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本中の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年2月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山西牟婁郡すさみ町

2 調査を行った時期

令和5年4月3日から令和7年3月21日まで

3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本中の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本中の一部地区

5 認証年月日

令和8年1月29日

和歌山県告示第101号

和歌山県伊都郡九度山町大字慈尊院の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年2月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県伊都郡九度山町

2 調査を行った時期

令和5年4月1日から令和7年3月14日まで

3 成果の名称

和歌山県伊都郡九度山町大字慈尊院の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県伊都郡九度山町大字慈尊院の一部地区

5 認証年月日

令和8年1月29日

和歌山県告示第102号

和歌山県日高郡印南町大字上洞の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年2月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡印南町

2 調査を行った時期

令和5年4月3日から令和7年2月28日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡印南町大字上洞の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡印南町大字上洞の一部地区

5 認証年月日

令和8年1月29日

和歌山県告示第103号

和歌山県日高郡印南町大字田ノ垣内の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律

第180号) 第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年2月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期
令和5年4月3日から令和7年3月10日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡印南町大字田ノ垣内の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡印南町大字田ノ垣内の一部地区
- 5 認証年月日
令和8年1月29日

和歌山県告示第104号

和歌山県西牟婁郡上富田町生馬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年2月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期
令和5年4月3日から令和7年3月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町生馬の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡上富田町生馬の一部地区
- 5 認証年月日
令和8年1月29日

和歌山県告示第105号

和歌山県西牟婁郡上富田町生馬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年2月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期
令和5年4月3日から令和7年3月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町生馬の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡上富田町生馬の一部地区

5 認証年月日

令和8年1月29日

和歌山県告示第106号

和歌山県東牟婁郡串本町姫の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年2月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡串本町

2 調査を行った時期

令和5年4月1から令和7年3月21日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡串本町姫の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡串本町姫の一部地区

5 認証年月日

令和8年1月29日

和歌山県告示第107号

和歌山県東牟婁郡古座川町池野山の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年2月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡古座川町

2 調査を行った時期

令和5年4月1から令和7年3月10日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡古座川町池野山の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡古座川町池野山の一部地区

5 認証年月日

令和8年1月29日

和歌山県告示第108号

和歌山県東牟婁郡串本町田原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年2月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡串本町

2 調査を行った時期

令和5年4月1から令和7年3月21日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡串本町田原の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡串本町田原の一部地区

5 認証年月日

令和8年1月29日

和歌山県告示第109号

和歌山県日高郡印南町大字松原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年2月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡印南町

2 調査を行った時期

令和5年4月3日から令和7年3月13日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡印南町大字松原の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡印南町大字松原の一部地区

5 認証年月日

令和8年1月29日

和歌山県告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年2月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
伊都郡高野町大字林字東尾155番1地先から同町大字林字下中尾203番3地先まで	旧	4.11 29.38	234.58	
同上	新	11.17 58.80	224.59	

和歌山県告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年2月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 道路の種類 県道

2 路線名 日高印南線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
日高郡印南町大字美里字峠之谷12番1地先から同町大字美里字羽六田19番1地先まで	旧	7.49 21.85	133.40	
同上	新	7.49 27.48	130.81	

和歌山県告示第112号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年2月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 日高印南線

供用開始の区間 日高郡印南町大字美里字峠之谷12番1地先から同町大字美里字羽六田19番1地先まで

供用開始の期日 令和8年2月6日

和歌山県告示第113号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和8年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和8年2月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

令和8年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務

(2) 契約期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この一般競争入札に参加することのできる者は、令和8年2月6日（金）現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。

- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- (7) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 和歌山県が定める仕様書に基づき、適正に業務を遂行することができると認められる回答書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 一般競争入札参加資格審査申請書
 - イ 事業経歴書
 - ウ 法人にあっては、登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
 - エ 個人にあっては、住民票（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
 - オ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
 - カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目
 - (ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）
 - キ 役員調書
 - ク 誓約書
 - ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
 - コ 和歌山県が示す仕様書に対する回答書
- (2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）の規定に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「大分類：物品調達」「小分類：物品販売」に登載されている者は、当該名簿に登載されていることが確認できる書類をもって(1)のイからキまでの書類に代えることができる。
- (3) (1)のア、イ及びキからコまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの申請用紙は、令和8年2月6日（金）から同月26日（木）までの月曜日及び同月24日（火）を除く日の午前9時30分から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、令和8年2月20日（金）までの月曜日を除く日の午前9時30分から午後5時までの間に、和歌山県立図書館資料課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号
和歌山県立図書館1階 総務課会議室

(2) 日時

令和8年2月13日（金）午後2時30分

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和8年2月6日（金）から同月26日（木）までの月曜日及び同月24日（火）を除く日の午前9時30分から午後5時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県立図書館総務課

和歌山市西高松一丁目7番38号

郵便番号 641-0051

電話番号 073-436-9520

ファクシミリ番号 073-436-9511

7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を令和8年3月17日（火）までに郵送により送付する。

9 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（月曜日を除く。）以内の日の午前9時30分から午後5時までの間に、書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して、3日（月曜日を除く。）以内に、書面により回答するものとする。

(5) (2)の書面の提出は、6に掲げる場所で受け付ける。

公 告

入札公告

令和8年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和8年2月6日

和歌山県知事 宮崎 泉

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和8年度

(2) 調達物品の名称及び数量

和歌山県立図書館納入資料（図書） 一式

(3) 調達物品の仕様等

仕様書（図書）及び令和8年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務に係る一般競争入札説明書（以下「仕様書及び入札説明書」という。）による。

(4) 納入場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館

田辺市新庄町3353-9

和歌山県立紀南図書館

(5) 納入期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和8年和歌山県告示第113号に規定する令和8年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館総務課

(2) 期間

令和8年2月6日（金）から同月26日（木）までの月曜日及び同月24日（火）を除く日の午前9時30分から午後5時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる入札説明会において質問するものとし、その後は令和8年2月20日（金）までの月曜日を除く日の午前9時30分から午後5時までの間に、和歌山県立図書館資料課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

入札説明会の場所及び日時は、次のとおりとする。

(1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館1階 総務課会議室

(2) 日時

令和8年2月13日（金）午後2時30分

6 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館1階 総務課会議室

イ 入札日時

令和8年3月18日（水）午後2時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された通知書の写

しを同封の上、書留郵便で令和8年3月17日（火）午後5時までに和歌山県立図書館資料課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

入札者は、仕様書（図書）の要件を満たす資料（図書）の本体価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に対する納入金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の割合（百分率で表示するものとし、小数点以下第1位までとする。以下「納入率」という。）を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、5に掲げる入札説明会において示す納入資料（図書）予定金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下「納入資料（図書）予定金額」という。）の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、納入資料（図書）予定金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県よりこの一般競争入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点での2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県立図書館の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、予定納入率の範囲内で最低の納入率をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同納入率の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に係のない和歌山県立図書館の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、落札者がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県立図書館資料課

イ 所在地

和歌山市西高松一丁目7番38号

郵便番号 641-0051

電話番号 073-436-9520

ファクシミリ番号 073-436-9511

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この一般競争入札は、令和8年2月和歌山県議会定例会において、令和8年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

The material delivery business of Wakayama Prefectural Library : 1 set

(2) Date and time for tender :

2:30 P.M. Wednesday 18 March 2026 (Deadline for bids submitted by mail: 5:00 P.M. Tuesday 17 March 2026)

(3) Contact point for the notice :

Library Material Division of Wakayama Prefectural Library ,

1-7-38 Nishitakamatsu Wakayama City, 641-0051, Japan

TEL 073-436-9520

FAX 073-436-9511